**令和６年度向け　会計年度任用職員**

**（****地域ケアカンファレンス支援業務）募集案内**

奈良県では、地域ケアカンファレンス支援（制度の狭間や複合化した住民の困りごとの解決に取り組む市町村への支援）に関連する業務に従事する会計年度任用職員（社会福祉士）を募集します。

受付期間　随時（採用予定人数に達し次第終了）

　※募集に関する問い合わせ及び応募先は、

〒630-8501　奈良市登大路町３０

　電話　0742－27－8540

（ダイヤルイン）

　　奈良県福祉医療部医療・介護保険局

地域包括支援課

選考実施日　応募者と調整のうえ決定

１ 応募の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 採　用　職　種  （会計年度任用職員） | 勤　務　地 | 採用予定  人　　員 | 職　　　務　　　内　　　容 |
| 社会福祉士  （パートタイム） | 吉野保健所  五條出張所  （県五條総合庁舎１F） | 1名 | 地域ケアカンファレンス支援業務（複合的な困りごとを抱える世帯への包括的な支援を行う市町村への支援業務、専門職の人材バンク化など） |

２ 応募資格・求められる能力

　　（１）次の要件をすべて満たすこと

　①次に掲げる能力を有すること

・社会福祉士の資格を有し、実務経験を3年以上有すること

　②地方公務員法第１６条各号のいずれにも該当しないこと

　・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

　・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

　・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２）ＰＣの基本的な操作スキルを有し、文書作成に対応できることが望ましい

３ 任用根拠及び職務内容

地方公務員法第２２条の２に規定する会計年度任用職員として、南和地域における住民の困りごとへの新たな支援体制に関連する業務に従事していただきます。職務内容は次のとおりです。

（概要）

県は、市町村が行う住民への包括的な相談支援体制を強化するため、令和５年４月に専門職（保健師、精神保健福祉士等）と事務職からなる支援チーム（地域ケアカンファレンス支援チーム）を編成しました。支援チームは、吉野保健所における地域包括ケアシステム推進業務や地区担当制、個別支援との密接な連携のもと市町村への支援を行います。

（業務内容）

○市町村の相談担当課からの相談対応

○市町村が抱える困難案件に係るカンファレンス開催支援（分析支援、助言、スーパ

ーバイズ等）

　　○専門職人材のバンク化と市町村のカンファレンスへの出席調整

○市町村職員等への研修

○市町村が実施する一次接触者研修への支援

※一次接触者：地域の中で困りごとを抱えている人と接触する機会がある人

（民生・児童委員、自治会長等）

　　○市町村の事例収集及び地域課題の分析

など

４ 任期

原則として採用日から令和７年３月３１日まで

※採用後１月間又は採用後１月間の勤務日数が１５日に満たない場合には、その日数が１５日に達するまで延長し、条件付採用期間とします。

※任期更新後に同一の職があり、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合には、再度任用される場合があります。ただし、年度を超えた再度の任用は１回まで（連続する２会計年度の任用）に限ります。

５ 勤務条件等

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務場所 | 吉野保健所五條出張所（奈良県五條総合庁舎；五條市岡口1丁目3－1） |
| 勤務時間 | ８時３０分～１７時１５分の７時間４５分（休憩時間６０分） |
| 超過勤務 | 原則なし  （ただし、臨時又は緊急の場合は超過勤務を命じることがあります） |
| 休　　日 | 原則　土曜日、日曜日、祝日、その他（年末年始；12/29～1/3） |
| 給　　与 | ・パートタイム  日額７，９３３円～１０，１５２円  ※初任給は職歴等に応じて決定  （上記の他、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当の支給あり。）  ※期末手当・勤勉手当：計４．５月  （人事評価等により異なる場合あり。また、在職期間等に応じて割落としの場合あり。週勤務時間１５．５時間以上の職員が対象。） |
| 社会保険 | ・健康保険  （地方職員共済組合の適用となります。）  ・厚生年金保険  （日本年金機構の適用となりますが、採用から12ヶ月を経過し、一定の要件を満たした場合は地方職員共済組合の長期給付の適用となります。）  ・雇用保険  （一定条件下で６月を超えて勤務した場合、職員の退職手当に関する条例が適用され、雇用保険は適用除外となります。）  ・災害補償  （勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、地方公務員災害補償基金のいずれかにより補償されます。） |
| 服務規律 | 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であることから、地方公務員法にある以下の規定が適用されます。  ・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務  ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務  ・信用失墜行為の禁止  ・秘密を守る義務  ・職務に専念する義務  ・政治的行為の制限  ・争議行為等の禁止 |
| その他 | 勤務時間は応相談 |

６ 選考方法

応募者に対して、面接審査を行います。採用は、一定の基準点を満たした応募者を合格者とし、採用します。

７ 面接日時・場所・選考内容

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　時 | 応募者と調整のうえ決定 |
| 場　　所 | 奈良県庁（奈良市登大路３０番地）（予定） |
| 選考内容 | 面接 |

８ 応募手続

（１）申込方法

「令和６年度向け奈良県会計年度任用職員（地域ケアカンファレンス支援業務)応募申込書（兼履歴書）」及び「社会福祉士登録証の写し」を奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課まで直接持参又は書留など確実な方法で郵送してください。

※郵送の場合は、封筒の表に必ず「奈良県会計年度任用職員選考<地域ケアカンファレンス支援業務>応募」と朱書きしてください。

※身体に障がいがある場合など、面接会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に地域包括支援課までご連絡ください。

（２）合格発表

受験者全員に合否通知を郵送します。

（３）注意事項

（ア）提出書類の記載事項に不正があると選考が無効となる場合があります。

（イ）応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。なお、応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。